

令和3年第6回定例会

階上町議会会議録

令和3年11月26日 開会

令和3年12月 1日 閉会

階上町議会

令和3年第6回階上町議会定例会 会議録目次

○第1号 11月26日（金曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会及び開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
提案理由説明（議案一括上程）	4
請願第1号議題、委員会付託	7
請願第2号議題、委員会付託	7
休会期間の決定	7
散会の宣告	8

○第2号 11月30日（火曜日）

議事日程	9
本日の会議に付した事件	9
出席議員	9
欠席議員	9
説明のため出席した者の職氏名	10
職務のため出席した者の職氏名	10
開議の宣告	11
議案第2号議題、質疑、討論、採決	11
議案第3号議題、質疑、討論、採決	11
議会案第1号議題、質疑、討論、採決	12
一般質問	13
寅谷正君	13
濱谷貴樹君	26
散会の宣告	33

○第3号 12月1日(水曜日)

議事日程	34
本日の会議に付した事件	35
出席議員	35
欠席議員	35
説明のため出席した者の職氏名	35
職務のため出席した者の職氏名	36
開議の宣告	37
議案第1号議題、質疑、討論、採決	37
議案第4号議題、質疑、討論、採決	40
議案第5号議題、質疑、討論、採決	40
議案第6号議題、質疑、討論、採決	41
議案第7号議題、質疑、討論、採決	42
議案第8号及び議案第12号一括議題、質疑、討論、採決	46
議案第9号及び議案第11号一括議題、質疑、討論、採決	47
議案第10号議題、質疑、討論、採決	47
議案第13号議題、質疑、討論、採決	48
議案第14号議題、質疑、討論、採決	48
議案第15号議題、質疑、討論、採決	49
請願第1号議題、委員長報告、質疑、討論、採決	50
閉会中における継続審査の件	51
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	52
町長挨拶	52
閉会の宣告	53
署名議員	55

令和3年第6回階上町議会定例会会議録

(第 1 号)

令和3年11月26日(金曜日)

令和3年第6回階上町議会定例会

議事日程第1号

令和3年11月26日 午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 提案理由説明

日程第 4 請願第1号 燃やせるゴミ収集日の週2回に戻すことへの請願

日程第 5 請願第2号 加齢性難聴者の補聴器購入への公的補助制度創設を
求める請願

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

2番	寅	谷	正	君	3番	荒	谷	憲	輝	君		
4番	大	下	修	君	5番	小	松	雅	彦	君		
6番	上	道	二	三	男	君	7番	長	根	岩	夫	君
8番	森	榮	吉	君	9番	濱	谷	貴	樹	君		
10番	松	尾	國	治	君	11番	百	目	木	和	俊	君
12番	大	江	和	夫	君	13番	郷	州	公	典	君	
14番	林	貢	君									

欠席議員（1名）

1番 下 沢 育 男 君

説明のため出席した者の職氏名

町長	浜谷豊美君	副町長	沼沢範雄君
教育長	丸岡博君	総務課長	澤田充君
総合政策課長	濱浦幸夫君	税務課長	佐京実君
町民生活課長	日影百合子君	すこやか健康課長	長根清子君
介護福祉課長	中屋敷司君	産業振興課長	引敷林広貴君
建設課長	地代所誠君	教育課長	濱浦孝子君
会計管理者	上静志君	代表監査委員	三上孝八君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	西山圭一君	庶務 G L	下平有香君
総務課主査	花生智紀君		

◎開会及び開議の宣告

○開会の宣告

午前 10 時 00 分

○開議の宣告

午前 10 時 00 分

○議長（林貢君） ただいまの出席議員は 13 名であります。

定足数に達しておりますので、令和 3 年第 6 回階上町議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（林貢君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、12 番 大江和夫君、13 番 郷州公典君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（林貢君） 日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 1 日までの 6 日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から 12 月 1 日までの 6 日間と決定いたしました。

◎提案理由説明

○議長（林貢君） 日程第3、この際、議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認をもとめることについての件から、議案第15号 階上町道仏交流センターに係る指定管理者の指定についての件まで、15件を一括して上程いたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

○町長（浜谷豊美君） みなさんおはようございます。（議場の方々の挨拶）

私にとって、任期最後の定例会となりました。よろしくお願い申し上げます。

本日ここに、令和3年第6回階上町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました、議案の概要につきましてご説明申し上げます、審議の参考に供したいと思っております。

議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、令和3年度階上町一般会計予算について、歳入歳出の額をそれぞれ調整し、補正するために専決処分したものについて、その承認を求めるため、提案するものであります。既定の総額にそれぞれ8,607万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億7,428万6千円といたしました。

それでは、第1表歳入歳出予算補正についてご説明申し上げます。

歳入は、国庫支出金8,607万9千円を追加したものであります。

歳出は、衛生費8,610万4千円を追加し、予備費2万5千円を減額したものであります。

これは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため2回のワクチン接種を行った方に対して、感染予防効果を高めるため、3回目の接種を行うための経費として計上したものであります。

議案第2号 階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の

制定について、ご説明申し上げます。

本案は、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

議案第3号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、青森県人事委員会勧告に基づき、職員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

議案第4号 階上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第5号 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、出産育児一時金の額を改正するほか、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第6号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」及び「当法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」の公布に伴って、国民健康保険の被保険者のうち、未就学児の国民健康保険税の均等割額を減額するほか、所要の改正を行うため、提案するものであります。

議案第7号 令和3年度階上町一般会計補正予算 第4号 について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,530万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を59億4,959万5千円とするものです。

それでは、第1表歳入歳出予算補正の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、繰入金1億1,946万7千円等を減額し、地方交付税2億5,688万4千円、町債2,490万円等を追加するものであります。

歳出につきましては、教育費2,486万7千円等を減額し、総務費3,355万3千円、予備費1億5,290万9千円等を追加するものであります。

今回の主な補正内容としましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、中止となった事業に係る経費及び工事請負費等の入札残を減額。更に、交付決定に伴う地方交付税等の追加に伴い、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

その他の歳出の追加につきましては、新小舟渡集会所整備に係る経費のうち、用地造成工事 等に係る経費として 3,322 万円、新型コロナウイルス感染症により主食用米の需要が減少し、米価が下落している状況を踏まえ、町独自の支援事業として、米生産農家の生産意欲維持を図るための、主食用米作付農家支援補助金に係る経費として 315 万円 等を追加しております。

議案第 8 号 令和 3 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算 第 2 号 について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 8,289 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 16 億 257 万 1 千円とするものであります。

第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入につきましては、県支出金 8,190 万 2 千円、繰入金 99 万 2 千円等を追加するものであります。

歳出につきましては、予備費 13 万円を減額し、保険給付費 8,059 万 5 千円、保健事業費 172 万 2 千円等を追加するものであります。

議案第 9 号 令和 3 年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算 第 2 号 について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 1 万 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 4,417 万 9 千円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金 73 万 9 千円を減額し、繰越金 72 万 2 千円を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費 1 万 7 千円を減額するものであります。

議案第 10 号 令和 3 年度階上町介護保険特別会計補正予算 第 2 号 について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1,553 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 13 億 8,307 万 5 千円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、支払基金交付金 534 万 6 千円、国庫支出金 420 万 6 千円等を追加するものであります。

歳出につきましては、予備費 453 万 3 千円等を減額し、保険給付費 1,980 万円、総務費 36 万 3 千円を追加するものであります。

議案第 11 号 令和 3 年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算 第 2 号 について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 102 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 3 億 2,191 万 2 千円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金 176 万 5 千円を減額し、繰越金 278 万 9 千円を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費 29 万 6 千円を減額し、施設管理費 132 万円を追加するものであります。

議案第 12 号 令和 3 年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算 第 2 号 について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 7 万 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1 億 5,099 万円とするものであります。

第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入につきましては、一般会計繰入金 7 万 3 千円を減額するものであります。

歳出につきましては、保健事業費 7 万 3 千円を減額するものであります。

議案第 13 号 ハートフルプラザ・はしかみに係る指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

本案は、ハートフルプラザ・はしかみの指定管理者を指定するため提案するものであります。

議案第 14 号 階上町ふるさとにぎわい広場に係る指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

本案は、階上町ふるさとにぎわい広場の指定管理者を指定するため提案するものであります。

議案第 15 号 階上町道仏交流センターに係る指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

本案は、階上町道仏交流センターの施設のうち、地区集会施設の指定管理者を指定するため提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程における質疑に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。(町長降壇)

○議長（林貢君） これをもって提案理由の説明を終わります。

◎請願第 1 号議題、請願第 2 号議題、委員会付託

○議長（林貢君） この際、日程第 4、請願第 1 号 燃やせるゴミ収集日の週 2 回に戻すことへの請願の件 及び 日程第 5、請願第 2 号 加齢性難聴者の補聴器購

入への公的補助制度創設を求める請願の件 2件を一括して議題といたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております、請願第1号及び請願第2号については、会議規則第92条の規定により、教育民生常任委員会に、付託いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号及び請願第2号の件は、教育民生常任委員会に付託することに、決定いたしました。

◎休会期間の決定

○議長(林貢君) お諮りいたします。

議事の都合により、11月27日から29日まで、休会といたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、11月27日から29日まで、休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長(林貢君) 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

次の会議は、11月30日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

(散会時刻 午前10時20分)

令和3年第6回階上町議会定例会会議録

(第 2 号)

令和3年11月30日(火曜日)

令和3年第6回階上町議会定例会

議事日程第2号

令和3年11月30日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第 2 号 階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第 3 号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議会案第1号 階上町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 一般質問

- 2番 寅谷 正君 (1)「町長への請願書や要望書」に対しての町長による「取り下げ」強要について
(2)「広報はしかみ」の町内会未加入世帯への郵便配達実施の詳細と経緯について
(3)中途退職や出勤できないでいる職員のその原因とケアの方法について
(4)蒼前西地区の「道路(町道)行政」と「階上駅周辺のにぎわいづくりについて
(5)大学生の減少によるアパート経営者への町の支援について

- 9番 濱谷 貴樹君 (1)今後のまちづくりへの期待について
(2)新型コロナウイルスワクチン接種の対応状況について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(14名)

- | | |
|--------------|----------------|
| 1番 下 沢 育 男 君 | 2番 寅 谷 正 君 |
| 3番 荒 谷 憲 輝 君 | 4番 大 下 修 君 |
| 5番 小 松 雅 彦 君 | 6番 上 道 二 三 男 君 |
| 7番 長 根 岩 夫 君 | 8番 森 榮 吉 君 |

9番	濱谷貴樹君	10番	松尾國治君
11番	百目木和俊君	12番	大江和夫君
13番	郷州公典君	14番	林貢君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	濱谷豊美君	副町長	沼沢範雄君
教育長	丸岡博君	総務課長	澤田充君
総合政策課長	濱浦幸夫君	税務課長	佐京実君
町民生活課長	日影百合子君	すこやか健康課長	長根清子君
介護福祉課長	中屋敷司君	産業振興課長	引敷林広貴君
建設課長	地代所誠君	教育課長	濱浦孝子君
会計管理者	上静志君	代表監査委員	三上孝八君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	西山圭一君	庶務GL	下平有香君
総務課主査	花生智紀君		

◎開議の宣告

○開議の宣告

午前 10 時 00 分

- 議長（林貢君） ただいまの出席議員は 14 名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
-

◎議案第 2 号議題、質疑、討論、採決

- 議長（林貢君） 日程第 1、議案第 2 号 階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 2 号 階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 3 号議題、質疑、討論、採決

- 議長（林貢君） 日程第 2、議案第 3 号 階上町職員の給与に関する条例の一部

を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第3号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号議題、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) 日程第3、議案第1号 階上町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第1号は議員発議でありますので、提案理由の説明、委員会付託、質疑および討論は省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明、委員会付託、質疑および討論は省略することに決定いたしました。

これより、議案第1号 階上町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎一般質問

○議長（林貢君） 日程第4、一般質問を行います。

順次質問を許します。

2番、寅谷正君の質問を許します。

○2番（寅谷正君） ハイ、議長。2番、寅谷です。

○議長（林貢君） 2番、寅谷正君。

○2番（寅谷正君） 2番、寅谷です。おはようございます。

今回で最後の一般質問になるかもしれませんのでよろしくお願いします。

1番目。「町長への請願書や要望書」に対しての町長による「取り下げ」強要について。9月議会で取り上げた「階上漁協榊部会が長年、要望していた“榊漁港内への消波ブロックを投入してのウニ養殖のための事業”が何故進んでいないのか？」への私の再質問への答弁のところで、濱浦幸夫総合政策課長が、令和2年1月に階上町長浜谷豊美氏に榊部会組合員のS氏が榊部会長と事前に話し合い、榊部会の総意として署名簿を付けて、浜道幸一氏の署名者名で「こじら浜への通路設置に関する請願書」として提出したものを、中城行政書士事務所の指導を受けながら3月19日木曜日、14時30分から15時に、当時の産業振興課濱浦幸夫課長が、浜道幸一榊部会長と浜谷秀雄榊部会理事の二人だけを浜谷豊美町長に面会させ、“お詫び文”を書かせた「取下書」を提出させている。

なぜ、国民、町民の基本的な人権ともいえる要望権で“詫び状”という屈辱的文書を書かせられなければならないのであろうか。そもそも請願権というものは、憲法第16条に「何人も平穩に請願する権利を有する」と強く規定されており、請願書というものは必ず受け取らなければならないものです。浜谷町政のやっている、憲法16条、違反。浜谷町長がやっていることは憲法16条違反なんです。

また、このことに対し、現総合政策課課長の濱浦幸夫氏は、それ。それっていうのは私ね。私、濱浦幸夫が取り下げたのではなく、榊部会のほうで出した部会長浜道幸一榊部会長、現階上漁協組合長達が、“自分たちで要望した記憶がない”、それっていうのは要望書ね。“要望書に関しては返していただきたい”ということでしたので、「要望が上がってきていない」という私への答弁になっている】、ということであった。ここまで屈辱的な指導をしていて、あたかも「自主的な取り下げ」があったような虚偽答弁に対し、大きな怒りとともに本人と榊部会関係者に浜谷町長と

濱浦幸夫総合政策課長に対し、傍聴席に来ているかもしれませんが謝罪を求めたい。

また、本年2021年10月25日月曜日においても、石鉢行政区7-B班班長のYさんが「燃やせるゴミの収集。これおしめのね、赤ちゃんの、お年寄り用の。そういうのも入っているのですが、それを週2回に戻すことへの緊急要望書」の提出に当たっても、「取り下げ工作」、すなわち、先般の教育民生常任委員会でも確認しましたが、時系列的にすれば議会事務局に、も認めているように、Yさんの請願が10月25日付け。それで区長会が11月2日。まあ1週間後ですね。に、区長会を開いてやる方向で、考えていることになって。それで、区長会が決めるようだから、請願をしたYさんに取り下げるように。これはもちろん言語道断ではないでしょうか。憲法や地方自治法ですね。地方自治法違反なんだ。

なお、この嫌がらせは、町長部局だけで双方とも起こっていることであり、議会事務局ではとても紳士的に、すんなり事務局に受理されていることを申し添えます。

2つ目。蒼前地区においてやっと「広報はしかみ」が町内会未加入世帯にも郵便配達による方法で役場依頼により配布実施されていることが判明しましたが、その詳細と経緯について伺います。

これは、偶然、蒼前西地区において、所用があって私が歩いていたら、郵便屋さんが、広報を配布しているのに出くわしました。もしかして、人っこのいい蒼前西地の区長さんの善意で配達しているのか、尋ねてみました。「区長さんからではなく、役場から発注されて、他の地区にも配達しています。」ということでありました。私は、「やるなあ」とうれしくなりました。

いつ頃からどここの地区において、町内会未加入世帯にも配布するようになったのか、詳細についてと経緯について。改めて感謝申し上げます。

3番。昨年度、役場職員が3人程、中途退職しているようであります。また、現在、出勤出来ないで苦しんでいる職員もいるようであります。何が原因であり、どのようなケアを教育長と町長は考えているのか。民間会社や霞が関の国会さらには学校現場等では、サービス残業やパワハラ等がニュース等でよく報道されていることもあり、公務労働の場であり、民間会社のお手本である当役場においても役場職員の皆様には、若い職員の。への半強制的に消防団への加入協力等をお願いしているようであるが、代休や残業手当等はしっかりとやってもらいたい。

しかし、仕事つつうのは、上司がしっかりと目配りや配慮をしてないと、能力の高い人のほうに、一部の職員に偏ることが経験的に多いものであります。よってみんなで気をつけないと見過ごしかねないので、標記について、ついて教育長と町長にお願いしたい。

4番。「北の玄関口」である蒼前西地区の「道路行政」（町道）ですね、道路がね。

についてと「東の玄関口」である「JR階上駅周辺のにぎわいづくり」についてであります。

私は、八戸市からの、入口である北の玄関の蒼前西地区は「住んでうれしい“ユートピアはしかみ”」への北側玄関であるべきだと思います。

昭和55年に町政を敷いた、同級生のお父さんであった、荒谷定蔵氏は「道路村長」と呼ばれたといいます。彼に言わせれば、地方自治の要諦は、地方自治法第1条の2、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることが基本的と謳っています。詰まるどころ1丁目一番地。最優先事項ですね。が「道路行政」だと確信していたのではなかいかなという風に私は思いを馳せています。「蕎麦や魚は毎日食わなくてもよい」「朝起きて、道路がしっかりしていれば、町民は、『よし、今日も仕事頑張るか』という希望が湧いてくるのではないのでしょうか」と私と荒谷氏は考えたと思います。

その割にしては歴代首長達は、蒼前西口のまちづくりにあまり熱心ではなかったのではないのでしょうか。なんと言っても、地区の町民たちは、セブンイレブン店向かいの信号の待ち時間がね、長いんです。車は、向こうを赤にして。八戸を赤にして。階上、赤にして。それからどどっとなるのでね、長くなります。45号線に出るのではなく4、5本ある水たまりの未舗装道路を横切り、工大二高のあるほうに出て、45号ガソリンスタンド前まで行って、それから国道に出るのが最短だっていう風に。朝の一刻を争うとき、やっぱりその方向を選ぶようであります。従って、その横の、砂利も敷いてなかったりするところもありますけども、そういう風な、泥だらけの土みたいな部分もね、穴だらけであります。浜手とはやっぱり、私は浜手出身だけれども、やはりこれは雲泥の差だなあという風に正直思います。これは数が多いので特別予算でも付け、早期に蒼前西地区の町道の手当をすべきではないだろうか、伺います。

また、JR階上駅舎は2階建てで、2階に喫茶店を作って列車やバスを待つ間、賑わいを作る計画だったとのことであったようですが、何故断念したのでしょうか。

また、階上町の4施設は離れすぎて、相互の連関が希薄なので、もっと相互関連性を考え、例えば賑わいゾーンも、コンパクトシティーではありませんが、①1か所目駅舎、階上駅舎周辺、それから②役場周辺、③石鉢交流館または蒼前集会所近辺。ここはちょっと、その部分、住民権を、もっと深く聞いた方がいいと思いますけれども。のような3つ程のゾーンに集約化すべきとの意見が上がっています。この件に対して町づくりの集約化の答弁を願います。

5番。「子どもの少子化」、それが「大学生の大幅減少」につながっています。入居者ゼロのアパート経営者達が、アパートを壊したいんだけど、壊せなくて金銭的に困っている、という風に何度か伺いましたので、町としての支援について、伺い

たいと思います。

昭和 40 年代、50 年代、60 年代と県内人口増加率。たしかあの頃はね、第 1 位か第 2 位を旧・下田町か階上町で競いながら、活力をお互いに生み出してきた時代でありました。蒼前地区のアパート経営者達が、今までは本町への高額納税に貢献してきたものと思われませんが、国の少子化対策が成功出来ていない中、大学生数の激減状況の中で、入居者ゼロで、古アパートになった中で、その建物を壊す資金もない中、大きなアパートの片隅にひっそりと生活しながら苦しんでいる状態であります。平内地区のほうにも経営者がいます。

町としては、本来、当町の発展に貢献して下さったことに感謝状を捧げるべきかもしれない方々であると思います。それらの古くなったアパートの取り壊しを希望している方々に、資金的援助をするべきではないのか、町当局のお考えを伺います。

どうもありがとうございました。(寅谷議員降壇)

○町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 町長、浜谷豊美君。(町長登壇)

○町長(浜谷豊美君) それでは、寅谷議員にお答えをいたします。

まず始めに 1 点目のこじら浜の請願書の件であります。これは後程、担当課長から、答弁をさせます。

次に燃やせるゴミ収集日の緊急要望書提出にあたって、取り下げ工作があったとのことですが、これは要望書が個人ではなくて、行政区の班長名で提出されたことから、その内容が行政区全体に関わる内容であったということで、行政区長へ確認のため連絡をしたものであります。取り下げの話は一切言っていないということ、ご理解いただきたい。

なお、この燃やせるゴミの収集については、これまで 6 月から 9 月の、夏季期間のみ週 2 回実施しているところであります。これを通年実施にしてほしいという要望が先日の区長会議の中でも、区長さん方から出されましたので、町といたしましては、前向きに検討すると回答しているところであります。

次に 2 点目の広報はしかみの郵便配達の件であります。ただいま議員からは、せっかく感謝の言葉をいただいたところありますけども、実は郵便による配達は、誘致企業や、報道関係の事業所、病院等へ行っているもので、住民への広報配布については、従来通り各区長を通じて配布をしていただいております。

次に 3 点目の中途退職等の職員の件であります。後程、教育長及び担当課長か

ら答弁をさせます。

次に4点目の蒼前西地区の道路行政と、階上駅周辺のにぎわいづくりについての件ですが、これも後程、各担当課長から答弁をさせます。

次に5点目の大学生の減少によるアパート経営者への町の支援についての件ですが、現在町では個人の既存住宅のリフォーム支援、移住定住した方への新築住宅応援プロジェクト事業補助金、空き家バンク制度によるマッチングや、空き家バンクを利用した方への支援制度など、個人住宅や移住定住との支援に取り組んでいるところでもあります。しかしながらアパートについても、学生や高齢者の入居が多く、また、老朽化も進み、周辺地域へ影響を与えている事案もあり、今後は増加していくものと考えられます。

このことから平成30年度に実施した空き家実態調査後の現状把握や地域からの情報を分析して、どのような方策が取れるのか。財政的な視点からも検証したうえで、有効な制度設計を検討してまいりたい、という風に考えております。

以上でございます。(町長降壇)

○産業振興課長(引敷林広貴君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 産業振興課長、引敷林広貴君。(産業振興課長起立)

○産業振興課長(引敷林広貴誠君) ハイ。それでは、寅谷議員のご質問にお答えをいたします。

私からは、1点目の請願書や要望書の取り下げのうち、こじら浜への通路設置に関する請願書について、お答えをいたします。

こじら浜への通路設置に関する請願書につきましては、令和2年1月20日に日付のない請願書が町へ郵送で届いたことから、書類不備でありましたので、内容確認のため榊部会へ連絡したところ、2月9日、榊部会長ほか役員4名から「一部の部会員が勝手に提出したもので、破棄または戻してもらって、なかったことにしてほしい」との相談がありました。町では受付はしていないものの、破棄することは出来ないことから、返却の手続きをしていただく必要があることを伝えましたところ、部会のほうでは2月11日に行政書士へ文書の作成を依頼したと伺っております。その後、部会長と役員1名で3月19日、町へ取下書を提出をし、請願書を取り下げたという経緯であります。

議員ご質問の内容については、町が取り下げを強要したということではなく、部会のほうで自ら取り下げたものであります。このことについては令和3年11月の

18日、当時の部会長から再度確認しましたところ、「町から取り下げの強要があったものではなく、部会から取り下げたもので間違いはない」とのことを、確認をしております。

以上であります。(産業振興課長着席)

○総務課長(澤田充君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 総務課長、澤田充君。(総務課長起立)

○総務課長(澤田充君) それでは私からは3点目の、中途退職や出勤できないでいる職員のその原因とケアの方法について、お答えをさせていただきます。

まず、職員の退職理由についてですが、個別の理由は控えさせていただきますが、職員の方から、それぞれの新たな進路等において前向きな理由の申し出を受け、退職を承認したケース等でございます。

また、病気等で出来ない職員がいる場合の対応とケアについては、まず、本人と所属長及びグループリーダーとで面談を実施し、その後も出勤できない状態が続く場合は、人事担当課職員とで面談を実施いたしまして、状況の把握、対応策について話し合いをすることとしております。

病気休暇や休職となった職員につきましては、人事担当課職員が、状況により主治医の指導・助言を受けるなどして面談をし、本人の状況確認や病状の把握に努め、復職対応策等について話し合いをいたします。

いずれにしましても、このような状況にならないよう、未然に防ぐことが重要であると考えておまして、メンタルヘルス等の研修受講や健康診断、ストレスチェックを実施し、対応しているところでございます。

また、消防団加入協力につきましては、強制的に行っているものではなく、若い職員が全員加入しているものではございません。

時間外勤務命令につきましては、所属グループリーダー、所属長を経て総務課長が決裁をし、代休や時間外勤務手当の支給により対応をしております。

各課業務につきましては、所属長及び所属グループリーダーが、課内で調整しながら業務分担を行っており、本年3月及び6月議会定例会においても答弁しておりますが、所属長及び課員のヒアリング等を実施しながら、特定の職員に業務が偏らないよう、適正な人員配置に努めているところでございます。

以上でございます。(総務課長着席)

○教育長（丸岡博君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 教育長、丸岡博君。（教育長起立）

○教育長（丸岡博君） それでは、寅谷議員のご質問にお答えをいたします。

私からは、3点目の中途退職や出勤できないでいる職員のその原因とケアの方法について、お答えをいたします。

人事・サービスにつきましては、町長部局が一括で行っておりますので、先程、総務課長が申し上げた通りでございます。

教育委員会では、日頃から、課長やグループリーダーが職員と面談をして、日常において困っていることなどを、聞き取りをし、助言・指導をしております。

また、課内では、2つのグループを越えて人員や業務の分担を調整し、個人に偏らない職務分担を行っております。

ケアといたしましては、日頃から課長より報告を受け、決裁等のたびに声掛けをし、様子を観察しております。

その中で、課題を抱えている職員がいた場合は、本人と課長、そして私とで面談を行い、直接状況を聞き、今後などについて話し合いをすることといたしております。

以上でございます。（教育長着席）

○建設課長（地代所誠君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 建設課長、地代所誠君。

○建設課長（地代所誠君） ハイ。（建設課長起立） それでは、寅谷議員のご質問にお答えいたします。

私からは、4点目の、「蒼前西地区の道路行政と階上駅周辺のにぎわいづくりについて」のうち、道路行政の件について、お答えいたします。

議員ご質問の箇所は、八戸市の市境付近にある国道45号の信号のある交差点に接続する町道、蒼前50号線と、それと並行して走る町道、蒼前北線への接続する道路4箇所についての事と思われます。3箇所については既に舗装道路でありますので、未舗装道路は1箇所のみとなっておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

町内の未舗装道路の管理につきましては、職員の巡回や区長等からの情報により、その都度、連携を図りながら、砂利による補修を、毎年、適宜実施しておりますの

で、議員ご指摘の箇所につきましても、穴だらけの状況ではなく、区長からも補修要請はない状況となっております。

また、蒼前地区の道路整備についてですが、本地区では、通常の道路改修に加えて、現在、公共下水道事業により汚水管の敷設工事を実施中で、その本復旧と合わせて道路改修も実施をしておりますので、町内でも改修率の高い地区となっております。加えて、新たな改良事業につきましては、地区内を最も把握している、地区の方々により作成をしていただきました「第 2 次協働のまちづくり地区計画」に基づき進めており、現在は、国道 45 号沿いのファミリーマートさんから八機工業さんへ抜ける通りの排水及び舗装工事を実施しているところでございます。

今回、議員ご指摘の箇所につきましては、地区要望にはございませんが、後日、区長へ情報提供したいと思っております。

以上でございます。(建設課長着席)

○総合政策課長（濱浦幸夫君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 総合政策課長、濱浦幸夫君。(総合政策課長起立)

○総合政策課長（濱浦幸夫君） ハイ。それでは、私からは 4 点目のうち、JR 階上駅舎計画の件についてお答えいたします。

これまでの経緯について、ご説明いたします。平成 18 年度に、JR から平成 19 年度に駅舎取壊しの連絡が入っております。そんな中、地域から駅舎改築と合わせて駅前地域活性化の声が上がっており、そのため、区長を中心に地域の方々で組織した駅舎改築検討委員会や町議会との議論を積み重ね、その検討結果をもって、JR と何度も協議を行いました。

この中で議員ご案内の 2 階建ての案もあり、1 階には多目的機能スペースを設け、2 階には図書館機能や展望ラウンジ等を設ける計画を立てましたが、JR からは「駅舎に隣接する機械室の移設費用が多額となること」などの説明を受け、施設計画に対しての十分な用地の確保が不可能と判断し、計画の内容を縮小して見直すこととしました。

平成 23 年度には、JR による駅舎基本計画調査を実施しております。その調査結果を全員協議会でご説明し、議員お一人お一人に確認したところ、様々なご意見がございました。「約 1 億 7 千万の整備費用が高額すぎる」との意見や、「更に見直しをするべき」との意見が多数で、町議会としての意見の集約ができなかったことから、現在の駅舎を JR が整備し、駅前公衆、公衆トイレを町が整備したところでご

ざいます。

以上でございます。(総合政策課長着席)

○産業振興課長(引敷林広貴君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 産業振興課長、引敷林広貴君。(産業振興課長起立)

○産業振興課長(引敷林広貴誠君) ハイ。それでは、寅谷議員のご質問にお答えをいたしますが、私からは、4点目の「蒼前西地区の道路行政と階上駅周辺のにぎわいづくりについて」のうち、「階上町の観光4施設の相互関連性」の件について、お答えをいたします。

本町の観光4施設の相互関連性につきましては、現在、観光4施設連絡協議会を設置をし、各施設の状況やイベント開催など、情報を共有し、これまで、観光4施設を周遊するスタンプラリーの実施や、お土産品の開発などに取り組み、連携を図っているところでございます。

今後更に、それぞれの地域性を活かし地域のバランスを見ながら、観光4施設での誘客や、町のPRに、積極的に取り組んでまいりたいという風に考えております。

以上でございます。(産業振興課長着席)

○2番(寅谷正君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、2番、寅谷正君。(寅谷議員起立)

○2番(寅谷正君) ハイ。どうもありがとうございました。

あの、取り下げの部分ですね。どうもあの、町が答えることと、その、最初に運動を起こした人達。その部分についての、溝がね、どうもあるんですけども。まず、基本的に私はね、階上町をね、郡部がそうかもしれませんけども。市部と郡部の違いというのは、郡部にね、住民運動というのが中々ね、育てられていない。そういう視点を私は行政にね、持ってもらいたいと思っているんですよ。一番大事は、建物よりも、住民が気が付いたとき、要求する。そしたらね、その憲法16条違反の取り下げの部分じゃない。そういう風な方法を取らずに、ね。その人達がね、声を上げていて実現する喜び。これがね、何にもまして階上町のまちづくりのね、エネルギーになってると思うんですよ。

私はそういう面でね、浜谷町政いいところもあると思うけどね、基本的にはね、安

倍晋三政権と随分酷似しているな、というね。あった事をない。何でね、それは何のためにそういう住民運動を、言ってしまうえば弾圧しているわけですよ。アウンサンスーチーのいるミャンマー、ビルマとかね。天安門事件の中国とか。今日もあの請願の部分がでてましたけども、そういう風にね、住民運動をね、育てることって本当に難しいの。出てきたらね、そういうの、「あっ、これは宝物だな」と思ってね、やって、育てていくというのをね。そういうことの視点がね、全くない。区長会が決めたから1週間後（聞き取れず）とかね、その血みどろになって奥入瀬から、せっかく入ってきた人をね、いじけさせる。もう二度と関わらない。そういうね、住民運動を育てるというのね。年金者組合でも、新婦人でも、地労連でも、町村部はまず全くない。言っちゃあなんだけど、市部は、八戸市なんかね、議員の方達もね、レベルが高くない、住民たちがね、そうやって要望してくれて。非常にね、まちづくりのエネルギーになっている。そういう面ではね、多少の部分に目をつぶってでも、階上町のね、そういう風に、よそから来たものも含め、一生懸命になっている人達にね、励ましていく視点っていうのが欠如しているな。何のためにね、そういう風な。自分が勝手なことをしたいから、やるんですか。私が聞いているのはね、何故なのかっての、なぜそういう風に住民運動を弾圧する立場をずっとね、取り続け、議員に対しては、言い過ぎかもしれないけども、私は何とかこの3年間ね、悔しい想いをし、ノイローゼになる思いをしながら、やってきましたよ。なぜそういう、みんないい方向でやろうというね、まとめ上げる方向でね、やらないのでしょうか。それは何故なのですか。再度、再質問したいと思います。

それからね、広報はしかみの件ね、事業者って言ってましたけどね、私の聞いた見たとこ（聞き取れず）事業者じゃないなあ。普通の人だったよ。で、やってる人から聞いた隣の（聞き取れず）が「うちらは町内会に入っているから。入っていない人にやってるんだよ」。名前を喋ろといえよ。そんなにあまり嘘をつくんだば、全部喋ります。

それからね。地代所さんの、建設課長のとこのね。ちょっと違う場所が入っているのかなあという風なのをね、聞いてましたけども、今度一緒に伺いしましょう。私喋ったとこに、その住民のところに。

何かね、せっかく、その人達の思いをね。今ね、こういう状況が出てきてるんですよ。これからこっちのほうに、階上の土地も安いからって来た。ところが（聞き取れず）にいるんだけども、こういう、全然、役場に言ったけど直っていない。それで八戸の病院とか買い物にも、時間、3千円以上かかるし、八戸に残してきた家のほうに籍を移した。こっちはたまたま今来ているんです。だからさあ、もう少しそういう人達がね、直接、あのもしかして今の部分なんか、区長がちゃんとね、把

握してない。寅谷が何で分かるんだろう。そこの部分の穴を埋めるように、私は普通の人になっても、そこの部分はね、やりたいと思います。五月蠅がらないで公務員としての仕事をね、全うしてほしいと思います。ご意見があれば、聞きたいと思います。

3点ぐらいですか。お伺いします。(寅谷議員着席)

○産業振興課長(引敷林広貴君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 産業振興課長、引敷林広貴君。(産業振興課長起立)

○産業振興課長(引敷林広貴君) ハイ。それでは、寅谷議員のご質問にお答えいたしますが、請願の件でございますけれども、請願・要望等についてはですね、決して妨げているというものではございません。

今回のこのこじら浜の件につきましては、先程、答弁で申し上げました通り、提出者のほうから、「なかったことにしてほしい」と自ら取り下げた、という経緯でございますので、そこをご理解をいただきたいと思います。

私からは以上でございます。(産業振興課長着席)

○建設課長(地代所誠君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 建設課長、地代所誠君。(建設課長起立)

○建設課長(地代所誠君) ハイ。それでは議員のほうのご質問についてお答えをいたします。

現在私が答弁した場所が違うのではないかというお話だと思っております。この場で個人的なご要望を受けるというお話ではございませんけれども、議員さんを含めまして、当課のほうへおいでをいただいて、情報提供をしていただけるというのであれば、ご対応したいと思います。

以上です。(建設課長着席)

○総務課長(澤田充君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 総務課長、澤田充君。(総務課長起立)

○総務課長（澤田充君） それでは寅谷議員の再質問にお答えをいたします。

私からは広報配布の件について、でございます。配布、郵送しているのが、事業者ではないと思うが、というお話でございましたけれども、こちらからは、先程の町長の答弁にありましたように、事業者にもメール便で、郵送をしております。その事業者につきましては、45事業者。それと、コンビニ等については、10事業者。それから公共施設には14施設ということで、広報の配布をさせていただいているところでございます。

以上でございます。（総務課長着席）

○2番（寅谷正君） ハイ、いいですか。

○議長（林貢君） ハイ、挙手して氏名を言ってください。

○2番（寅谷正君） ハイ、2番、寅谷です。

○議長（林貢君） ハイ、2番、寅谷正君。（寅谷議員起立）

○2番（寅谷正君） ハイ。

引敷林さんね。産業振興課長さんね。今はちょっと、こちらのほうは満杯なので2階の方に回ったと思うんですけども、その本人たちが。あなたと濱浦さんが、3月になってから、たまたま私はそこに行ってたんですけども。そしたら呼ばれて、濱浦さんがそっちに「俺が、あれなんだよな。取り下げろって俺がやったんでねえんだよな」って頻りに言っていて、違うわと思ってね、私ね。そしてね、そのときも抵抗したという風な話をね、言うんですよ。

だからね、直接、何て、そこら辺の、片方では何回も、4回も何回も出してるけど戻される、ね。それから後で漁協（聞き取れず）も、その部分を抗議されて、言い返しをした、と訴えるわけですよ。

そういう、言われないようにね、敵じゃないんだから。養殖を作って、組合員のために、ウニのね、少しでも獲るための、彼らなりにね努力している。情熱ないと、そういうのやんないんだよ。誰こばかくさいって思うのが普通の人情。そこの真相を考えてね、対応をし、本人らが納得出来るような。そうしてください。

それからね、再々質問ですので、広報の部分、澤田さんですっけか。これね、まず今、事業者45まで来た。これもう少し進めて私が要請したようなね。町内会報でないんだから。（聞き取れず）は町内会でないでしょ。でね、コロナとか狂犬病の

ね、やつとか、みんなね、そこの中に。それはね、その人達に、届けなきゃいけないです。私は東北の会議でね、この部分でみんな、盛岡も、福島も、山形も、秋田も、「へえ」って驚きます。蒼前なんかその4割しかいってないっていうね。それを事業者を超えてもう一歩進めてもらえませんかでしょうか。

多分私たちは、あなた達も職員ね、教員もそうだけど、みんな良い教員になりたい。みんな良い自治体職員になりたいんですよ。なったときも高い倍率を通して、きてるときは。それを色々途中の中で変質するっていうか、ね。出世とか色々な部分とかで、ちょっと変になってくると思うんだけども。

なんもそれね、本来はね、一緒になって、それがそれぞれ協働のまちづくり条例のね、精神なの。私が条例の策定委員でしたけども。強制的にね、協働のまちづくりってボランティアを押し付けるようなね、主旨を理解しない人がいたっていう。本来はね、「一緒にやろうじゃないか」。キラッと輝く花巻のような、賢治の世界のような。ハートフルはしかみをね、ユートピアはしかみに。八戸から入ろうとすると、「あ、ここから階上が始まるんだ。道路を見れば違うもんな」。ってなるようにやろうじゃありませんか。

以上の2つを再質問として、これからのね、希望として見せたい。また、未配布世帯。そういう風な事業者じゃなく、普通の世帯の部分にも行政情報を届けてね。「おらあ、階上に興味ない」って喋る人もいるけども、そう言わないで「あなたを愛しているよ」という風にしてね、やってもらえませんかね。そういう考えはありませんかね、これからの展望として。

その2つを再質問とします。以上です。(寅谷議員着席)

○産業振興課長(引敷林広貴君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 産業振興課長、引敷林広貴君。(産業振興課長起立)

○産業振興課長(引敷林広貴君) ハイ。

それでは、寅谷議員のご質問にお答えをいたしますが、こじら浜の件につきましては、1回目の答弁で申した通りでございますので、そこはご理解をいただきたいと思います。

それで今後につきましてはですね、養殖等も含めました漁業振興については、各部会、漁協と連携を取って進めてまいりたいという風に考えております。

以上でございます。(産業振興課長着席)

○総務課長（澤田充君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 総務課長、澤田充君。（総務課長起立）

○総務課長（澤田充君） それでは寅谷議員の再々質問に、広報の配布の件についてお答えをいたします。

現状、寅谷議員ご承知の通り、区長会を、区長を通じて広報配布を依頼してございます。町内会等に入っていない方については公共施設、あるいはコンビニ等に配置をして、こう、お届けをしている、という風なことで対応をさせていただきます。

今後につまましてですけども、町内会への加入促進と、の取り組み、それから区長会との協議を継続いたしまして、全戸配布に向けた対応を検討してまいりたい、という風に考えてございます。

以上でございます。（総務課長着席）

○議長（林貢君） 以上で2番、寅谷正君の質問を終わります。

9番、濱谷貴樹君の質問を許します。

消毒のため、少々おまちください。

○9番（濱谷貴樹君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、9番、濱谷貴樹君。

○9番（濱谷貴樹君） 9番、濱谷貴樹です。（濱谷議員登壇）

9番、濱谷貴樹です。本定例会に一般質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。通告にしたがい、質問させていただきます。

去る9月議会定例会、一般質問において、浜谷豊美町長から、4期16年務められた町長職を今回で退任し、次期町長選挙には立候補しないとのことのお話は、まさに青天の霹靂であり、町民の皆様もさぞかし驚いたことだと思います。

浜谷町長は、平成17年の初当選から、階上町のまちづくりの理念である「ゆめ みらい 心ときめく ふるさとづくり」実現のため、行財政改革の厳しい状況下で、協働のまちづくりや、県唯一のそば奨励品種「階上早生」のブランド化などにご尽力され、元気な階上づくりに取り組んでこられました。

協働のまちづくりでは、町民の皆様とともに、まちづくり地区計画を推進されました。特に、各地域が主体となる協働型私道整備事業では、解決不可能と思われて

きた難問題を、見事、解決に結びつけ、それぞれの地域における課題の解決にいたったことなどは、町民の自信と満足度の深まりに、大きくつながりました。

里地の基幹産業の農業は、戸数の減少、就業者の高齢化、後継者不足といった構造的な問題を抱えています。農業振興の活路として、平成 18 年に階上そば振興委員会を設立し、階上早生階上そばの復活とブランド化を目指し、平成 20 年に商標登録し、平成 24 年には旧登切小学校の廃校を活用した振興拠点施設「わっせ交流センター」をオープンさせ、そばの栽培から生産・消費までを、町内で一貫して手掛け、階上早生階上そばのブランド化を推進されました。大正 7 年、青森県内で唯一のそばの奨励品種に採用された「階上早生」は、平成 30 年には生誕 100 年を数え、セレモニーやそば打ち認定会の開催。八戸工業大学と連携した、記念ポスターやのぼりなどの制作。そばつゆをはじめとする加工品の開発などが行われました。階上町では、厳選した種から、地元で栽培、製粉、手打ちのこだわりの階上早生そばを、町内観光施設などで味わえます。

他の穀物と比べて栄養価が高く、今では、健康食として注目される階上そばを、町民も身近で、舌つづみを打つことが出来るようになりました。また、町内のみならず、県内外からも、多くのそば愛好家が訪れるようになり、交流人口の拡大にもつながっていることは、周知の事実でございます。

健康的な生活の実現に向けては、町民一人一人が健康づくりに取り組めるよう「健康五つ星」を掲げ、町民の皆様とともに実践し、平成 29 年 2 月には、「元気はつらつ 健康な町 階上町」を目指すための「健康宣言」が行われました。健康であることは、個人の幸せを追求するために大切なことであり、町民全ての願いであります。令和元年 11 月、厚生労働省主催の「第 8 回健康寿命をのぼそう！アワード」生活習慣病予防分野の自治体部門においては、浜谷町長自らが、階上町での健康寿命延伸の取り組みについてプレゼンテーションを行い、全国の関係者に、「三種の神器事業」や、「ちょっとそこまで GO GO GO 事業」などの取り組み紹介をされ、最終審査の結果、県内初となる「厚生労働大臣優秀賞」受賞という快挙となりました。この賞は、ピンチをチャンスに変えた楽しく斬新な取り組みと、町民の皆様の継続した、健康づくりへの取り組みが、高く評価されたものといえます。

浜谷町長が、水産振興への取り組みも模索していた頃、忘れもしない平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分。三陸沖を震源とする、マグニチュード 9.0 という、日本の地震観測史上最大の東北地方太平洋沖地震が発生しました。階上町では、震度 5 強という強い揺れを観測し、幸い人的被害はなかったものの、基幹産業の漁業は、甚大な被害を受けるなど、巨大津波の襲来とともに、町民の生活や経済基盤に大きなダメージを受け、沿岸部を中心に大きな爪痕を残しました。階上町においては、浜

谷町長の陣頭指揮の下、震災発生時から被災者支援や災害廃棄物処理など、早期復旧のための施策と事業を最優先として取り組み、いち早く復旧のめどをつけ、「復旧から復興そしてさらなる発展へ」の震災復興理念を掲げ、震災復興へ向けた取り組みを進められました。浜谷町長の、「東日本大震災からの復旧復興を町の発展につなげる使命感がある。震災を乗り越えようと町民は一体となっている。町民と同じ方向を見て一緒に歩いていきたい」という言葉には、感銘を受けたものです。東日本大震災からの復興の一環としては、大蛇三地区集会所や大蛇さざなみ歩道橋の建設。平成 25 年の階上岳と、階上海岸が、三陸復興国立公園指定。みちのく潮風トレイルの北部ルートの開通。そして平成 30 年 5 月には「はしかみハマの駅あるでい～ば」のオープンなど、ハマを活気づける様々な事業が展開されました。特に「海産物の漁獲量が少なくても売れる、高齢者でも稼げる、所得向上が図れる直売所があれば」と構想した、産直施設「はしかみハマの駅あるでい～ば」の開設では、当初は「人が集まるわけがない」と反対意見も聞かれましたが、平成 30 年 5 月にオープンすると「新鮮で豊富な海産物が安く手に入る」と評判を呼び、1 年間で来場者数は約 30 万人に上るなど、目標も大幅に超え、本年 7 月には来場者数 80 万人を達成するなど、今では、階上町には、なくてはならない施設となり、浜の関係者の方々からも、また、町内外から訪れるリピーターからも、多くの感謝の言葉が聞かれているところです。

パンデミックを引き起こした、新型コロナウイルスによって、日本はもちろん、世界が大混乱に陥りました。新型コロナ対策は、緊急かつ異例としても、問題の根源は、日本における国と地方の曖昧な関係にあるとされ、多くの自治体は国からの指示を待ち、国の方針と異なる施策を実施して、失敗すれば自治体の責任問題となり、指導力のある首長がいなければ、地方独自の対応は難しいと言われておりました。浜谷町長は、コロナ対策として、昨年度、小中学校の普通教室や保健室にエアコンを設置しました。新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、児童生徒は常にマスクを着用しての生活を余儀なくされていますが、近年の地球温暖化による気温上昇で、真夏日になる日数も増えている中、児童生徒の熱中症対策につながったと思います。そして、給食費の保護者負担を無償としました。これは、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける保護者などの経済的負担の軽減と、子育て支援につながりました。更には、児童生徒向けに 1 人 1 台の学習用端末を整備しました。このことは、新型コロナウイルス感染症の影響により、学校の臨時休校の際にも切れ目のない学習環境の提供ができるとともに、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正かつ個別に最適化された学び、創造性を育む学びにも寄与するものであり、まさに未来を担う人づくり、子ども達の可能性も大きく広げるものである

といえます。

このように、浜谷町長は、平成 17 年 12 月に階上町のかじ取り役を担って以来、町民の皆様とともに、階上町発展のために全力を挙げて取り組んでこられました。就任直後から財政再建へも力を入れ、一般会計の基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスを取りながらも、階上町の未来へとつながる様々なまちづくり施策を実施され、平成 16 年度末に約 102 億円あった町債残高は、令和 2 年度末までの 16 年間で、おおよそ半分の約 57 億円まで減額となりました。

そこで、浜谷町長の任期も、本日を含め残り 24 日となりましたが、今後の階上町のまちづくりや、次期新町長へ期待されることなどについて、お伺いしたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症が拡大し始め、最初に学校が閉鎖されてから 1 年半以上が経ちました。最近では、全国で、爆発的に感染拡大した第 5 波が収束したようですが、まだ「with コロナ」は続いています。国による今年 1 月の「新型コロナワクチン接種の目的等について」では、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図ることを目的として、国の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において新型コロナウイルスワクチン接種を実施することとされました。階上町の新型コロナウイルスワクチン接種は、今年 4 月には個別接種、更に 5 月には集団接種が開始され、10 月 28 日現在で、1 回目接種が 88.9%の 10,871 人、2 回目接種が 87.4%の 10,691 人と、全国平均を上回る、町民の方々が接種を終えたと同っております。当町のワクチン接種の対応は、町民をはじめ、従事医師らの関係者からも、かなりの評価をされているようですが、このコロナ禍を災害として、町の危機としてとらえた、浜谷町長自らが先頭に立ち、全日程欠かさずに、必ず接種会場へ足を運び、職員と一丸となって、行われた結果だと、感謝の念に堪えません。

そこで、当町には町立病院がないにも関わらず、この新型コロナウイルスワクチン接種の対応に当たっては、医師や看護師など、医療従事者の確保などを含めて、その困難さは多岐にわたったことと推察するところではありますが、その対応状況などについて、町長が、苦労した点、工夫した点、そして今後に向けた課題などについても、お伺いしたいと思います。

以上で、壇上からの質問を終わります。（濱谷議員降壇）

○町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

○町長（浜谷豊美君） それでは、濱谷議員のご質問にお答をいたします。

ただ今は、私のこれまでの施策に対して、身に余る言葉をいただき、大変恐縮しているところでございます。

私自身、平成 17 年 12 月に町長就任以来、総合振興計画に掲げた「ゆめ みらい 心ときめく ふるさとづくり」。これを基本理念として、全力で取り組んできたところでもあります。このことから現在も、浜の活性化に向けたアブラメ。また、階上早生そばのブランド化。そして健康寿命延伸やがん予防対策などによる健康増進と福祉の向上。また、新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチンの集団接種の実施や、町独自の支援策事業として、今年度は特に、コロナ禍以前から事業を営んで、事業継続に取り組む町内事業者へ支援金を給付する事業者支援金事業や、消費活動を下支えするために、非課税世帯への家計支援として臨時家計支援給付金事業など、多くの事業に取り組んでいるところであります。

また、今定例会においても、新型コロナウイルス感染症の影響によって、主食用米の需要が落ち込み、米価が大幅に下落している状況を踏まえて、町独自の支援事業として、米生産者の営農負担を軽減することで、生産意欲維持を図るため補助金を交付する、主食用米作付農家支援事業の補正予算を計上させていただいたところであります。

そして、図書館や体育館など、社会教育施設の整備については、都市計画マスタープランの見直し、立地適正化計画の策定を進め、現在、検討中であります。

特に、協働のまちづくりは、「自助 公助 共助」という、地域における社会構造の変化に対応するためには、基本となる重要な仕組みであり、平成 19 年 3 月に、町民、事業者、議会及び町が役割や責任を明らかにして、協働で取り組むまちづくりのための仕組みと方針を定め、地方自治の実現を図ることを目的とした協働のまちづくり条例を議決いただきました。

そして、この協働のまちづくりには、地域のことを最も把握している区長をはじめ、町民の皆さんが、地域を見直し、その結果を踏まえて、どのような地域づくりを目指すかを、まちづくり地区計画として策定することをお願いし、地区計画の実現に向けて、地区計画交付金や協働のまちづくり補助金、あるいは長年の課題としてきた私道整備補助金などで地区への支援を行ってまいりました。これによって、道路環境整備や衛生環境の改善、健康づくり活動の継続など、町民の皆さんが考えた事業が地域社会を豊かにしていくことが出来たと実感しております。

この協働のまちづくりの理念や制度は、今後も地域社会の形成において、不可欠なものになっていると考えております。引き続き、「町民の皆さんが心一つになって、町民が主役であるまちづくり」が次のリーダーのもとで、継続され、大きく飛躍されることを期待しております。

次に2点目の「新型コロナウイルスワクチン接種の対応状況について」の件であります。本町の新型コロナワクチン接種においては、個別接種が4月27日に、また、集団接種が5月30日にスタートし、個別接種においては10月26日に、集団接種については10月24日に、それぞれ無事に終了することが出来ました。

11月29日、昨日現在であります。2回目接種を終えた方が1万855人と、対象者の88.8%。これは全国平均78.7%を上回って、希望する多くの方に接種を行うことが出来ました。これもひとえに、町内の2医療機関や町内外から本町のためにご理解をいただいた、多くの医療従事者の方々からのご支援と、町民の皆様のご理解とご協力によるものと、この場をお借りして、心より感謝申し上げます。

公立の医療機関を持たない本町において多くの課題がございました。その中で、最も懸念されたことは、集団接種における医師や接種看護師などの医療従事者の確保と、その体制づくりが急務でありました。

そのため、今年2月に、「新型コロナワクチン接種対策室」を立ち上げて、青森県総合健診センター並びに八戸市の総合健診センター、また八戸市医師会をはじめ、多くの医療機関等と協議を行い、課題解決に向けて全力を挙げて取り組んでまいりました。

これらの取り組みが実を結び、ボランティア精神と博愛精神のもとに、町内外の12の医療機関から15人の医師、並びに、青森労災病院を退職された14人の看護師OGらに支えられて、更に町内薬局の薬剤師、本町役場職員を加えた体制により、いわば「階上町モデル」とも言える集団接種を実現してまいりました。

特に、労災病院看護師OGの方々には、ワクチンの充填や接種、健康観察など、集団接種の要ともいえる各種業務に従事していただくとともに、これまでの看護師としての経験を生かし、会場運営の改善などにも取り組んでいただいたところでございます。

集団接種においては、「安全かつ規律ある運営」を合言葉に、予約管理では、対象者に合わせて、15分単位ごとに受付人数枠を設定し、更に、迅速に対応するためのマニュアルの作成などを行いました。

集団接種会場では、感染予防対策を強化し、接種対象者の状況に合わせ、駐車場から受付、予診、接種、健康観察、接種済証交付まで、待ち時間が極力削減出来るよう、徹底して効率化を図るなど、接種を受ける方の立場に立った会場運営に努め

てまいりました。

更には、これまでに前例のない国家事業として、新型コロナワクチン接種を町の一大事業と捉え、町の三役をはじめ、全職員が一丸となって集団接種の運営に取り組んだところでもございます。

また、クラスター発生予防の視点から、接種対象の優先順位については、町内の高齢者や子供たちの感染予防対策を強化してまいりました。

特に、国の順位既定にはなかった、保育園や小中学校教職員等の接種については、優先順位を即急に早めるよう、県に直接出向いて、知事に要望を重ねてまいりました。お陰様で要望が叶い、市町村の判断で実施できるようになり、速やかに接種体制を整え対応し、これまで、町内保育園や小中学校で心配されていた、クラスターの発生は、ゼロであり感染拡大を抑制しております。

この集団接種を通じて、コロナ禍においては、誰もが住み慣れた地域で安全に安心して暮らすこと、また、お互いがお互いを思いやり、協働する心を持つことが、いかに大切なことか改めて実感させられました。

9月に、国の緊急事態宣言が解除となり、デルタ株への置き換わりによる第5波が収束の兆しを見せておりますが、ブレイクスルー感染が懸念される第6波の予防に備え、今後も気を緩めることなく、引き続き、国の方針や感染状況を注視しながら3回目接種を含めた感染予防対策に取り組んでおります。

3回目の課題としては、実施期間が冬期間であること、また、年度をまたいでの実施となること、2回目接種から3回目接種の期間が定められている中で、感染状況を見ながら、的確に対応する必要性があることなどが挙げられます。

いずれにおきましても、国や県の方針に基づき、これまでの取り組みを踏襲し、安全且つ効果的に実施できるよう、医療機関の皆様と相談し、ご支援を頂戴しながら、丁寧に進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも町民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

そして、また、一日も早く、町民の皆様に、新しい生活様式の中での穏やかな日常生活が訪れることを祈念し、答弁とさせていただきます。

以上でございます。(町長降壇)

○9番(濱谷貴樹君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 9番、濱谷貴樹君。(濱谷議員起立)

○9番(濱谷貴樹君) ハイ。9番、濱谷貴樹です。

丁寧なご答弁ありがとうございました。先程来、述べさせていただいておりますが、浜谷町長のご功績は、まだまだ尽きません。

浜谷町長は、令和元年6月から令和3年6月までは、第36代青森県町村会の会長として、少子高齢化や人口減少、自然災害への対応など、持続可能な地域づくりを進めるため、県内、各地域の実情に即した、きめ細やかな対応にもご尽力されました。

更には、町財政の立て直し、行財政改革を実行され、元気な階上づくりに、努めてこられました。そのご功績の数々は枚挙に暇がありません。的確な判断と迅速でバイタリティーある熱血行動派として、16年に渡っての重責を担われた、浜谷豊美町長には、ただただ尊敬の念しかございません。これまでは、激務の日々の連続だったことと思います。そのご労苦に対しまして、衷心よりお礼申し上げる次第でございます。大変ありがとうございました。そして、お疲れ様でございました。浜谷町長には、今後におかれましても、更なる階上町発展のため、引き続きましてのご指導・ご鞭撻、お力添えを賜りますよう、改めてお願い申し上げます、私からの質問を終わります。

ありがとうございました。(濱谷議員着席)

○議長(林貢君) 以上で9番、濱谷貴樹君の質問を終わります。

これにて、一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長(林貢君)

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は12月1日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

(散会時刻 午前11時31分)

令和3年第6回階上町議会定例会会議録

(第 3 号)

令和3年12月1日(水曜日)

令和3年第6回階上町議会定例会

議事日程第3号

令和3年12月1日 午前10時00分開議

- | | | |
|--------|----------------------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和3年度階上町一般会計補正予算） |
| 日程第 2 | 議案第 4 号 | 階上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 5 号 | 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 6 号 | 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 7 号 | 令和3年度階上町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第 6 | 議案第 8 号 | 令和3年度階上町国民健康保険特別補正予算（第2号） |
| 日程第 7 | 議案第 9 号 | 令和3年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 8 | 議案第 10号 | 令和3年度階上町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 9 | 議案第 11号 | 令和3年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 10 | 議案第 12号 | 令和3年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 11 | 議案第 13号 | ハートフルプラザ・はしかみに係る指定管理者の指定について |
| 日程第 12 | 議案第 14号 | 階上町ふるさとにぎわい広場に係る指定管理者の指定について |
| 日程第 13 | 議案第 15号 | 階上町道仏交流センターに係る指定管理者の指定について |
| 日程第 14 | 請願第1号 | 燃やせるゴミ収集日の週2回に戻すことへの請願の件 |
| 日程第 15 | 閉会中における継続審査の件 | |
| 日程第 16 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 | |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番	下 沢 育 男 君	2番	寅 谷 正 君
3番	荒 谷 憲 輝 君	4番	大 下 修 君
5番	小 松 雅 彦 君	6番	上 道 二 三 男 君
7番	長 根 岩 夫 君	8番	森 榮 吉 君
9番	濱 谷 貴 樹 君	10番	松 尾 國 治 君
11番	百 目 木 和 俊 君	12番	大 江 和 夫 君
13番	郷 州 公 典 君	14番	林 貢 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浜 谷 豊 美 君	副 町 長	沼 沢 範 雄 君
教 育 長	丸 岡 博 君	総 務 課 長	澤 田 充 君
総合政策課長	濱 浦 幸 夫 君	税 務 課 長	佐 京 実 君
町民生活課長	日 影 百合子 君	すこやか健康課 長	長 根 清 子 君
介護福祉課長	中 屋 敷 司 君	産業振興課長	引 敷 林 広 貴 君
建 設 課 長	地 代 所 誠 君	教 育 課 長	濱 浦 孝 子 君
会 計 管 理 者	上 静 志 君	代表監査委員	三 上 孝 八 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 西 山 圭 一 君 庶 務 G L 下 平 有 香 君

総務課主査 花 生 智 紀 君

◎開議の宣告

○開議の宣告

午前 10 時 00 分

○議長（林貢君） ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎議案第 1 号議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君）

日程第 1、議案第 1 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

○4 番（大下修君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 4 番、大下修君。（大下議員起立）

○4 番（大下修君） ハイ、4 番、大下修です。

4 点ほど、伺いたいと思います。令和 3 年度一般会計補正予算に関する説明書の 4 ページをお願いいたします。1 点目ですけども 4 款 衛生費 1 項 保健衛生費 2 目 予防費の 2 節 給料について、会計年度任用職員の給料 292 万 8 千円計上されていますが、採用人数と採用期間について伺います。

2 点目について同じく予防費の 3 節 職員手当等とあります。この中の時間外勤務手当が 685 万円計上されております。これは休日に行われる集団接種の駐車場係などの役場職員の時間外勤務手当と思いますが、何名で何回分、役場職員の人数とかかる日数を伺います。

3 点目は、12 節ですね。12 節の中頃にあります新型コロナウイルスワクチン接

種委託料 2,664 万 9 千円とあります。この内容と選定方法及び委託先を伺います。

同じくその下に一つ飛ばして集団接種会場運営委託料 1,656 万 2 千円とありますが、これも同じく委託料の内容と選定方法、委託先を伺います。

以上の4点の回答をお願いします。(大下議員着席)

○すこやか健康課長(長根清子君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) すこやか健康課長、長根清子君。(すこやか健康課長起立)

○すこやか健康課長(長根清子君) ハイ、それでは大下議員のご質問にお答えいたします。

3 回目の接種につきましても、これまでの接種と同様、国の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業等により国の予算の範囲内で10分の10の補助率や負担率で実施される事業となっております。

ご質問の2節 給料は会計年度職員4名を予定し、3回接種の準備を含め、11月から3月までの5ヶ月分を計画しております。

また、3節 時間外勤務手当は職員分の時間外手当となり、集団接種15回分で従事者は15名を予定してございます。その他に通常業務をもちながら、兼務でコロナワクチン接種業務に従事しているため、職員の接種計画や準備、事務処理等に係る時間外、10名分を計上してございます。

次に12節 委託料の新型コロナウイルスワクチン接種委託料は本日より開始される医療従事者や1月から実施予定のかかりつけ医での個別接種を希望している方々、5,200人に加えて、集団接種における接種看護師委託料を見込んだものでございます。

同じく12節 集団接種会場運営委託料は、これまでマニュアルを作成し全庁職員で対応し町民の皆様のご協力のもと安定的に運営されてきましたが、昨日の町長の答弁にもありましたように、3回目接種の課題としては冬季間の実施であることや年度末の繁忙期の接種時期になることが課題となっております。そこで専門事業者の協力を得ながら可能な限り介護福祉課とすこやか健康課の職員と委託事業者で実施していく計画で委託料を計上してございます。具体的な委託内容は、会場内の受付事務や誘導、駐車場の案内等の人員、30人程度を予定し、事前シミュレーションや除雪対策も含めて計画してございます。委託先の選定方法や委託先は現在検討中でございます。

また集団接種の時期は、今年度は2月から、2月下旬から3月の冬季間を予定し

ており、集団接種会場へのバス等による町民や医療職の送迎委託料、ワクチン配送委託料等を計画してございます。

以上でございます。(すこやか健康課長着席)

○4番(大下修君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 4番、大下修君。(大下議員起立)

○4番(大下修君) 回答ありがとうございます。時間外勤務ですけども、15名で15回、ほか10名ほどプラスということで伺いました。相当量の時間外勤務となることと思います。現在役場の方でもこの職員の職場環境には大変配慮して対応していると伺っているところでもありますので、是非この時間外勤務に配慮した対応をお願い申し上げます。

次にですね、3回目の接種、新型コロナワクチン接種の完了年度、年度をまたぐと伺っておりますが、このワクチン接種の3回目の接種の完了予定、見込について、ワクチンの供給量も含めた予定を伺っておきたいと思います。

以上になりますが、以上で質問を終わりますが、町内外のこのワクチン接種にご協力いただいた町内の方々、役場職員の方々に感謝申し上げます。ありがとうございます。(大下議員着席)

○すこやか健康課長(長根清子君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) すこやか健康課長、長根清子君。(すこやか健康課長起立)

○すこやか健康課長(長根清子君) 議員ご案内のように、職員の労働環境にも配慮し、医療従事者の皆様や委託事業者の方々の御協力を得ながら、集団接種会場での職員の配置について計画して参りたいと考えてございます。

また、接種の完了時期でございますが、個別集団とも来年度7月を目指して計画してございます。ワクチンの供給状況やまた昨日発表されましたオミクロン株の感染状況などを踏まえまして、まん延防止につながるよう計画を見直し、町民の皆様のご協力をいただきながら実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。(すこやか健康課長着席)

○議長(林貢君) ほかに質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

ないですか。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについての件はこれを承認することに決定いたしました。

◎議案第4号議題、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) 日程第2、議案第4号 階上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第4号 階上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第3、議案第5号 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第5号 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第4、議案第6号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第6号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第5、議案第7号 令和3年度階上町一般会計補正予算 第4号の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

○7番（長根岩夫君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 7番、長根岩夫君。（長根議員起立）

○7番（長根岩夫君）

一般会計補正予算の説明書をお願いします。説明書の9ページ、2款7項11目小舟渡集会所整備事業費であります。3,322万円の増額となっております。設計委託料と用地の造成費に充てられております。今後の集会所整備に向けてのスケジュールについてお伺いをいたしたいと思っております。また、建物工事の完成と集会所移設時期はいつ頃となるのか、改めて確認をさせていただきたいと思っております。お願いいたします。

○総合政策課長（濱浦幸夫君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） はい、総合政策課長 濱浦幸夫君。（総合政策課長起立）

○総合政策課長（濱浦幸夫君） はい、それでは長根議員の小舟渡集会所整備事業についてのご質問にお答えいたします。1点目の今後の整備スケジュールについてですが、今年度の当初予算において設計委託料を計上し、これまで現地の縦横断測量、簡易な地質調査、土地造成の設計、建物外構の配置や平面立面といった基本計画の作成を行ってまいりました。今回の補正内容としましては、実施設計委託料と用地造成工事を計上しております。実施設計委託料は来年度に建物および外構の整備を実施するための委託料でございます。また、用地造成工事は建設用地が道路よりも低い土地であることから、盛土による造成工事を行うものであり、工期は3月下旬を考えているところでございます。

2点目の建物の完成と集会所の移設時期についてですが、令和4年度に建物および外構の工事を実施し、令和5年度に備品の購入を行い、令和5年の夏ごろの整備

完了を目指しているところでございます。

以上でございます。(総合政策課長着席)

○7番(長根岩夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 7番、長根岩夫君。(長根議員起立)

○7番(長根岩夫君) ハイ、7番長根です。詳細にお答えいただきまして、ありがとうございました。少し加えて質問させていただきます。

設計の方については、先頃も地域の代表の方々と協議をされておりました。地元の見解も反映された設計であると思っております。この集会所の件につきましては、以前に質問をさせていただきましたが、ハザードマップにあるとおり津波の避難区域ということで、その避難所としての機能も備えた施設としてお考えをいただくというご答弁を頂戴していると思っております。その避難所としてのいわゆる特別な機能と言いますか、具体的に施設整備あるいは備品、消耗品等も含めて様々な機能整備を図っていく必要があるかと思っておりますが、どのようなお考えをお持ちなのか、伺っておきたいと思っております。お願いいたします。(長根議員着席)

○総務課長(澤田充君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 総務課長、澤田充君。(総務課長起立)

○総務課長(澤田充君) それでは、長根議員の再質問にお答えをいたします。

新築の小舟渡集会所につきましては、津波浸水想定区域外の土地を移転先として選定しております。移転後は他の集会所と同様に指定避難所として町地域防災計画に定める予定としてございます。また、災害備蓄品につきましては、現在ハートフルプラザ・はしかみや道仏交流センター等の初動時に開設する避難所から順次整備を進めております。移転後の小舟渡集会所を避難所として使用する際には役場防災倉庫に備蓄してあります備蓄品を使用してまいりたいと考えてございます。以上でございます。(総務課長着席)

○7番(長根岩夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 7番、長根岩夫君。(長根議員起立)

○7番（長根岩夫君） ありがとうございます。もう少しお話をさせていただきますが、指定避難所とするということのお話、ありがとうございます。役場の防災倉庫にある消耗品等を使用していただけるとのお話もいただきました。現状の建物は腐敗、柱など沈下がだいぶ見られております。そういう意味からも見た目以上に損傷が進んでいるとっておりました。出来るだけ早い時期に使用できるように、移転の進め方をお願いしておきたいと思っております。よろしくお願いたします。

以上で終わります。ありがとうございました。（長根議員着席）

○総合政策課長（濱浦幸夫君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） はい、総合政策課長 濱浦幸夫君。（総合政策課長起立）

○総合政策課長（濱浦幸夫君） それでは、長根議員のご質問にお答えいたします。

今まで建物や外構の配置や盛土、そして建物の規模や部屋割について、地域の方々を数回に渡り意見を交わしてきたところでございます。今後においても地域の方々と連携を密にして早期の完成を目指してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。（総合政策課長着席）

○議長（林貢君） 他に質疑はありませんか。

○4番（大下修君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 4番、大下修君。（大下議員起立）

○4番（大下修君） ハイ、4番、大下修です。説明書の11ページをお願いいたします。6款 農林水産業費 1項 農業費 4目 農業振興費 18節の負担金補助及び交付金の主用米作付農家支援補助金315万円に関連した質問等をさせていただきます。この補助金については全員協議会で説明を受け、補助金の額は10アールあたり5,000円の予算額で、315万円の一般財源でございます。主旨は新型コロナウイルス感染症の影響により主食用米の需要が落ち込み、米価が大幅に下落している状況を踏まえ、米生産者の営農負担を軽減することで生産意欲維持を図るため補助金を交付するものである、とあります。

町は県唯一のそば奨励品種階上早生のブランド化に尽力をされ、元気な階上作り

に取り組んできました。また、そばの栽培から生産、消費までを町内で一貫して手掛け、階上早生階上そばのブランド化を推進し町内の観光施設などで味わえるようになり、そば振興に力を入れてきました。このような経緯の中、そば生産者の方からそばの価格が大幅に下落して大変だという声を聞くこともあります。経緯や状況を考えるとそば生産者の方々にもこの米価の補償のようにそば価格が大幅に下落した場合は補助金を交付してもよいのではないか、とも思います。この辺について町はどう考えているのか、伺っておきたいと思います。以上です。(大下議員着席)

○産業振興課長(引敷林広貴君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) はい、産業振興課長 引敷林広貴君。(産業振興課長起立)

○産業振興課長(引敷林広貴君) それでは、大下議員のご質問にお答えをいたします。そばの価格については主産地の生産量により変動が非常に激しく、本町においては認定農業者の方々が国の経営所得安定対策の直接支払交付金の交付を受け作付、生産している状況でございます。現在の令和3年産の取引価格でございますけれども、元年産の価格水準には届かないものの前年より5割ほど高くなっていると伺っております。ご質問のですね、そば生産者への補助金につきましては今後の動向を見極めながら検討してまいりたい、という風に考えております。

以上でございます。(産業振興課長着席)

○4番(大下修君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 4番、大下修君。(大下議員起立)

○4番(大下修君) ご回答ありがとうございます。そばの価格も海外の状況とか、北海道とかですね、また、ブランド力のある地域等での価格は相当違うように考えてというかそういう価格差が大変大きく違う状況だと思っております。そういった中でですね、あの町も階上早生そばのブランド力向上に力を入れていることと思います。補助金云々は少し検討しなければならないことだと思いますので、その辺は今後も検討していただきながらこのブランド向上を図りながら、生産者の生産意欲貢献にも一層努力していただきたいなあと思っております。

以上で、そのことをお願いして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(大下議員着席)

○産業振興課長（引敷林広貴君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） はい、産業振興課長 引敷林広貴君。（産業振興課長起立）

○産業振興課長（引敷林広貴君） ハイ、それでは大下議員のご質問にお答えをいたしますが、議員ご案内のとおりですね、今年度町では弘前大学とも連携協定を締結をしております、ブランド力の強化を図るということで進めておりますので、生産者それと関係団体との連携を図りですね、進めてまいりたいという風に考えております。よろしくお願いいたします。以上でございます。（産業振興課長着席）

○議長（林貢君） 他に質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第7号 令和3年度階上町一般会計補正予算 第4号の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 及び 議案第12号一括議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） この際、日程第6、議案第8号 令和3年度階上町国民健康保険特別会計補正予算 第2号の件、及び日程第7、議案第12号 令和3年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算 第2号の件、2件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第8号 令和3年度階上町国民健康保険特別会計補正予算 第2号の件、及び議案第12号 令和3年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算 第2号の件、2件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 及び 議案第11号一括議題、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) この際、日程第8、議案第9号 令和3年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算 第2号の件、及び日程第9、議案第11号 令和3年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算 第2号の件、2件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

これをもって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第9号 令和3年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算第2号の件、及び議案第議案第11号 令和3年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算第2号 2件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号議題、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) 日程第10、議案第10号 令和3年度階上町介護保険特別会計補正予算 第2号の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第10号 令和3年度階上町介護保険特別会計補正予算 第2号の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号議題、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) 日程第11、議案第13号 ハートフルプラザ・はしかみに係る指定管理者の指定についての件を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第13号 ハートフルプラザ・はしかみに係る指定管理者の指定についての件を、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第12、議案第14号 階上町ふるさとにぎわい広場に係る指定管理者の指定についての件を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第14号 階上町ふるさとにぎわい広場に係る指定管理者の指定についての件を、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第13、議案第15号 階上町道仏交流センターに係る指定管理者の指定についての件を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第15号 階上町道仏交流センターに係る指定管理者の指定についての件を、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号議題、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第14、請願第1号 燃やせるゴミ収集日の週2回に戻すことへの請願の件を議題といたします。

請願第1号は、教育民生常任委員会に審査を付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。森委員長。

○教育民生常任委員長（森榮吉君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、森委員長。

○教育民生常任委員長（森榮吉君） 8番、森でございます。（森委員長登壇）

○教育民生常任委員長（森榮吉君） 教育民生常任委員会に付託されました請願第1号の審査結果についてご報告申し上げます。去る11月26日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。審査に当たっては、法令上問題なく、公益上の観点から願意が妥当であるか、また実現の可能性があるかを判断基準として、審査行いました。その結果町長部局では区長会議で出された通年実施の要望に対し前向きに検討すると回答していることから、実現する可能性は高いものと判断し、お手元に配布されております請願審査報告書のとおり、「採択」すべきものと決定いたしました。以上、報告いたします。

○議長（林貢君） 以上で、委員長の報告を終わります。

委員長は、そのままお待ちください。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

森委員長は、降壇願います。（森委員長降壇）

これより請願第1号について討論に入ります。

討論は、ありませんか。

○2番（寅谷正君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） ハイ、2番、寅谷正君。（寅谷議員登壇）

○2番（寅谷正君） 2番、寅谷です。私は、今の話を聞いて非常に立派だなあという風に賛成の立場から発言討論に参加したいと思います。今、現実の問題として1回にされてから1ヶ月過ぎたわけですがけれども、10月からだったのでね、燃えるゴミと言っても1番今問題になっているのは、赤ちゃんだけでなく高齢者とかのね、オシメの問題というのがね、非常に悩ませている。お家時間でのコロナの関係でね、そういう風に居る時間も長いということで、従ってね、私は、この実現可能性が高いという部分で、非常に感銘するのであるけれども、緊急要望という風に出したこともあり、やっぱり今町民が緊急性を求められているので何とかの、そここのところは少しでも早めにね、あの快適な生活が送れるようにね、してほしいという意味で、そういうことをね、要望し実現もして賛成、採択に賛成いたします。以上です。（寅谷議員降壇）

○議長（林貢君） 他に討論はありませんか。（討論なしの声あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより、請願第1号 燃やせるゴミ収集日の週2回に戻すことへの請願の件を採決いたします。

お諮りいたします。

この請願は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり決定いたしました。

ただ今採択された請願は執行機関に送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することの取扱いは議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認め、そのようにいたします。

◎閉会中における継続審査の件

○議長（林貢君） 日程第15、閉会中における継続審査の件を、議題といたします。教育民生常任委員長から目下委員会にて審査中の事件について会議規則第75条の規定により閉会中も引き続き審査したいとの旨の申し出があります。

お諮りいたします。

教育民生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議
ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、教育民生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすること
に決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長(林貢君) 日程第16、議会運営委員会からの閉会中の所掌事務調査の件を
議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等議会の
運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し
出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしま
した。

◎町長挨拶

○議長(林貢君) 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了
いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 町長、浜谷豊美君。(町長登壇)

○町長（浜谷豊美君） それでは閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る11月26日開会の本定例会も本日をもって閉会となります。

議員各位には、ご提案を申し上げました全議案とも、原案通り議決賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、私は昭和62年、30歳のとき、町のために尽くしたいという、強い信念と覚悟を以って、県職員を辞して、議会に議席をいただき、19年間努めさせていただきました。そして、ときの行政と町民の声を背に、町政を担うこととなりました。4期16年間を振り返ると、様々なことがありましたが、まさに虚心坦懐の思い、町民の皆様を第一に、全力を傾注してまいりました。

就任当初掲げた、町民の融和と財政の健全化は、お陰様でほぼ道筋も付けることが出来たと思います。

鮮烈な記憶は何といっても、2011年に発生した東日本大震災からの復旧・復興に向けた、町民の団結と底力であり、協働のまちづくりの精神の成果を実感することが出来ました。

しかし、これからコロナ禍における、不透明で不安な時代を迎えることになりましたが、どうか議員各位におかれましても、これまでの町民の連携と調和を以って、心一つ、そして協働の意識を更に高めていただき、より住みよい、町民の満足度の高い町を作っていただきますよう、お願い申し上げます。

私も今後、立場が変わっても、町発展のために、微力ながらも尽くしてまいる所存であります。

改めて林議長をはじめ、議員各位、そしてこれまで、35年間の政治生活を支えていただいた、全ての皆様に心から感謝申し上げます、閉会にあたってのご挨拶といたします。

誠にありがとうございました。（町長降壇）

（拍手）

◎閉会の宣告

○議長（林貢君） これにて、令和3年第6回階上町議会定例会を閉会いたします。

(閉会時刻 午前 10 時 48 分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長 林 貢

会議録署名議員 大 江 和 夫

会議録署名議員 郷 州 公 典